

## 町営若者住宅の入居者募集

この住宅は「将来ご自分の住宅を取得し、町に永住していただくための第一歩になれば」と一般的な住宅よりも低額な家賃設定とした賃貸住宅です。

### 【申込資格】

- ①奥多摩町内に住所または一定の勤務場所がある方、もしくは住宅使用により奥多摩町に住所を確実に登録できる方。
- ②世帯主の年齢が40歳以下の夫婦または50歳以下の方で子ども（中学生以下）がいる世帯。
- ③入居期間は原則として、世帯主の年齢が30歳以下の場合は12年以内、40歳以下の場合は10年以内、50歳以下の場合は7年以内となります。

【申込受付期間】9月5日（月）から10月3日（月）まで

【物件】町営若者住宅（栃久保除ヶ野）

奥多摩町氷川459番地（JR青梅線奥多摩駅徒歩10分）

建物：木造2階建、3LDK（床面積：76.5㎡）

募集戸数：1戸

住宅使用料：戸建タイプ 33,000円/月

共益費：500円/月

駐車場使用料：3,000円/月

（原則1世帯1台・空き状況により最大2台まで使用可）



【入居予定日】令和4年10月中旬以降

【申込書配布場所】若者定住推進課（役場1階）・古里出張所（子ども家庭支援センター）

### 【注意点】

- \*いずれの住宅等についても申込者が定員を超えた場合は、奥多摩町選考基準により決定します。
- \*募集要項および申込用紙については、町ホームページでも掲載しています。
- \*申し込み資格については、様々な条件がありますのでよくお確かめください。

※問い合わせは、若者定住推進課 ☎83-2310

## 空家等活用促進事業交付金について

若者定住推進課では、奥多摩町内において空家になる予定の土地建物を所有の方や、空家や空地の管理などが負担になっている方のご相談を受け付けております。

また、以下の空家の活用に対し「奥多摩町空家等活用促進事業交付金」の制度がありますので、ご相談ください。

### 【奥多摩町空家等活用促進事業交付金】

町に寄付した場合 最大200万円

空家バンク等に登録した場合 10万円から75万円

空家の解体を行った場合 最大50万円

\*町に空家等を寄付、空家バンクに登録される場合などは、一定の条件が必要となります。

※問い合わせは、若者定住推進課 ☎83-2310